

岩手県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成25年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市花泉町永井字赤坂前	160番1	田	田	1,007	359
〃	161番1	〃	〃	1,022	359
一関市花泉町永井字大田沼	148番	〃	〃	1,010	470
〃	153番	〃	〃	1,004	474
〃	154番	〃	〃	1,020	474
〃	160番1	〃	〃	1,009	470
〃	172番1	〃	〃	1,066	581
〃	228番1	〃	〃	1,126	555
〃	254番	〃	〃	1,018	98
一関市花泉町永井字鹿沼	110番1	〃	〃	1,017	308
〃	110番2	〃	〃	1,007	308
一関市花泉町永井字杉則浦	10番1	〃	〃	982	417
一関市花泉町永井字寺場	63番	〃	〃	1,012	438
〃	64番	〃	〃	1,000	438
〃	65番1	〃	〃	848	467
〃	66番	〃	〃	1,012	467
一関市花泉町永井字直谷地	32番	〃	〃	1,023	397
〃	33番	〃	〃	1,015	397
〃	52番	〃	〃	1,019	110
〃	161番1	〃	〃	1,027	282
〃	162番1	〃	〃	1,003	281